

ヴァイマル期における反逆罪強化と平和主義者

武田 昌之

はじめに

ヴァイマル期の後半に刑法典の全面的な見直し作業が進められていた(1)。僕がここで扱うのは、刑法草案の反逆罪に関連した部分が、どういう状況で生まれ、どういう方向に向かうものだったのか、そして、それがヴァイマル期の民主主義とどう関わっており、どう関わる可能性があったのかという問題であり、僕はそれを平和主義者（平和主義的左翼知識人）との関係において見ていく。具体的には、1) 改正の内容はどのようなものか 2) 改正を必要とする背景はどのようなものか 3) 司法の状況はどのようなものか 4) 平和主義者はどんな批判・対案を示したか 5) 改正はどこに向かう可能性をもっていたか、という問題を設定して進む。

ところで、なぜ刑法改正を平和主義者との関連で扱うのか。もとより、僕の関心がヴァイマル期の平和主義にあるということと言わなければならないが、それだけではない。刑法改正を中心に据えていないが、2) については山口定が詳細な研究を発表している(2)。この報告もそれに負うところが多いが、そこで主に扱われているのは政策を決定し立法化しようとする側の意図・思惑である。しかし、法律は、当然ながら、受け手の側の問題でもある。そして、刑法改正に最も敏感に反応した勢力の一つは平和主義的ジャーナリズムだった。

また、一般的には次のようなことが言えると思う。歴史の研究では扱う対象の「大」・「小」が重要なのではない。「小」から「大」を促える姿勢が必要であり、さらには、たとえ迂遠にみえようとも、「小」状況からでなくては見えてこない、または、見えづらい「大」状況がある、と。ちなみに、僕らの間でしばしば、自虐的に、または、他人の研究を侮って、（西洋史研究における）「盆栽いじり」という言葉が使われており、それについては様々な解釈が可能だが、「盆栽いじり」になるかどうかは、単に、対象の「大」・「小」が決定するのではない。重要なのは、一つには「小」からいかに「大」を見据えるかということ、今一つには、対象がいかに自分達の生きている場と関わっているかということであろう。否、「盆栽」であっても良い。その趣味を共有し楽しむ人が少しでも多くなれば。もしくは、「盆栽」が（広い意味での）僕の生活に関わっているなら。そんなわけで、僕は重箱の隅の味のしみこんだ一粒のごはんつぶにでもこだわる。それが地に戻りみのもたらすものではなくても。くどくどと自己確認をしたが、つまり僕は平和主義者を媒介にすると見えやすくなるようなヴァイマル期の様相を求めようとしている、ということなのだ。

ところで、僕はこの報告の中に、平和主義者が現実の政治・社会状況にいかに関与したのかということの一例を示すという、もう一つの課題を据えようと思っている。だから、ヴァイマル期の平和主義的左翼知識人が従来どのように評価されていたのかということに簡単にふれなければならない。その一つは、1960年代初期のゾントハイマーや日本の脇の著作に見られる傾向(3)。それは、左翼知識人を、トーマス・マンやトレルチ

ら、共和国に対して積極的とはいえないが忠誠を示した、所謂「理性の共和派」との対照で捉え、前者の、右翼から共和国支持派までに対する冷笑的な全方位批判が共和国に与えた否定的影響を指摘するものである。そして、ゾントハイマーらは、左翼知識人の中に、ドイツ特有の政治的未成熟さ—「文明の文士」や『魔の山』のゼテムプリーニーを見出そうとする。しかし、もっと若い世代の研究者は異なった評価を与えている。デアークの研究は、ヴァイマル期の思想史の大枠の中でいささか図式的に作られたゾントハイマーらの解釈とは異なり、左翼知識人の言動を詳細に扱いながら、彼らの全方位批判の原因を政治的未成熟の中だけに求めず、ヴァイマル期の具体的な政治・社会状況の中で捉えようとした(4)。70年代半ばから、平和主義・平和運動の歴史への関心が高まったが、そこでも、図式的な解釈をするのではなく、具体的に対象に迫るとともに、平和運動の中に、ドイツの異なった可能性や側面を見出そうとする姿勢が見られる(5)。

それでは、平和主義者の現実政治との関わりとしてはどのようなものがあるのか。そもそも、第一次大戦以前には、平和主義者の目は、もっぱら国際関係の改善に向けられており、内政では現状維持志向が強かったと言われている。しかし、第一次大戦中にこうした傾向に変化が生じた。1914年に結成された新祖国同盟(Bund Neues Vaterland)は、国内の民主化が平和の維持に必要であると考えるにいたり、対内的要求を掲げることになる。ヴァイマル期に入ると、様々な組織が結成され、内政への積極的な関与が始まった。革命期のプロイセン政府やバイエルン・レーテは平和主義者を含んでいたし、20年代初期の反戦集会(Nie-wieder-Krieg 集会)は全国で50万人の大衆動員に成功した。また、国防軍や国防予算批判、諸侯領の無償没収や装甲巡洋艦建造をめぐる署名活動、ツヴィッカウでのボンソンビー行動(6)なども現実政治との関わりとしてあげられようが、僕が、ここで扱う、刑法改正をめぐる動きもその一つといえるだろう(7)。もとより、これらの活動は、少数の例外をのぞいて効果的作用や変革の力をもたなかった。いうまでもなく、ヴァイマル期に続くのは第三帝国期なのである。しかし、僕は、ここで平和運動の失敗の原因を探る気はないし、また、その力もないことを先に断っておこう。本論にはいろいろ。

1 改正案

まず、反逆罪がどの様に変更されようとしたのかという問題から始めよう。関連部分を以下に紹介する(1)。

6の1:刑法の領域上の有効範囲:ライヒの刑法は、次の行為については、外国で行なわれたものであっても、犯行場所の法律に関わりなく有効である。:大逆罪、ライヒまたはラントに対する反逆罪と陸海軍(Wehrmacht)、国民軍(Volkskraft)に対する犯罪

90:反逆罪的背任:他政府との国務を、故意に委任者の不利になるようにするライヒまたはラントの受任者は懲役刑

91:反逆罪的証拠隠滅(Beweisvernichtung):ライヒまたはラントと他の政府の間の権利関係に関する証拠物件を偽造・改ざん・破棄・き損・処分・隠蔽し、それによってライヒまたはラントの安寧(Wohl)を脅かす者は懲役刑

92:国家機密のスパイ:他政府に対する秘密保持がライヒやラントの安寧にとって必要である文書、図画、その他のもの(Gegenstände)や報告(Nachrichten)をライヒや

ラントの安寧を脅かすように用いる意図で手にいれる者は10年以下の懲役刑

93：国家機密の漏洩：他政府に対する秘密保持がライヒやラントの安寧にとって必要である文書、図画、その他のものや報告を、誰か他の人に渡し、それによってライヒやラントの安寧を脅かす者は懲役刑。特に重大なケースでは10年以上の、または、終身の懲役刑。その行為を過失で行なう者は禁固刑。

94：反逆罪的偽造：本物の場合には(im Falle der Echtheit) 他政府に対する秘密保持がライヒやラントの安寧にとって必要である文書、図画、その他のものを、ライヒやラントの安寧を脅かすように用いる意図で、偽造や改ざんによって作り出す者は懲役刑。本物の場合には、ライヒやラントの安寧のために秘密保持が必要な、偽造または改ざんされた文書、図画またはその他のもの、また、それが正確な場合には(im Falle der Richtigkeit)秘密保持がライヒやラントの安寧のために秘密の保持が必要な、偽造された報告を、ある誰かに渡し、それによってライヒやラントの安寧を脅かす者も同刑。第2項に記された種類の文書、図画、その他のものをライヒのラントの安寧を脅かす意図で手にいれる者は10年以下の懲役刑

95：戦争の危険の招来、軍務ほう助(Waffenhilfe)、利敵行為(Begünstigung des Feindes)：5年以上の懲役となるのは次の者である。1. ライヒに対する戦争や強制処分を招く意図で外国の政府と関係を持つ者 2. ライヒに対する戦争の行なわれている間に敵の戦力に奉仕する者 3. ライヒに対する戦争の行なわれている間や戦争の危機が迫っている時に(in Beziehung auf einen drohenden Krieg)敵の戦力(Hacht)をほう助したり、ライヒや盟邦の戦力に不利益を加える者。特に重いケースでは、終身懲役刑または10年以上の懲役刑。

97：ゲリラ戦(Bandenkrieg)：ライヒに対した向けられた〔正規の〕軍事力(Kriegsführende Hacht)としてみられないような敵の戦力の軍事的企ては、95条、96条の意味における戦争と同様に解釈される。

それでは、平和主義者はこの草案のどの点を問題視したのだろうか。

第一には、92条に国家機密のスパイという新しい要件がとりいれられたことである。これは、国家機密漏洩の準備活動を罰するものであり、1909年の刑法草案以来、草案ごとにうけつがれたものであったが、直接には1914年のスパイ法に由来し、しかも、罰すべき対象を非軍事的機密に拡大している。ともかく、これによってジャーナリストは資料集めの段階から当局に介入される危険性をもつことになるし、同時代人にインタビューする現代史家の活動に制限が加えられる可能性も出てくる(2)。

第2点は、「ライヒまたはラントの」という表現のもつ問題。例えば、両者の利害が対立したり、バイエルンの機密をプロイセンやライヒに伝えた時にどうなるのか、というような規定が欠けている点である(3)。

第三に93条。現行刑法では国家機密を外国政府に伝えたり、公表したりする者が罰せられていたのに対し、草案では任意の個人に伝えることも罰せられることになる。これによって、国会で追及するために、議員に情報を伝えることも罰せられる。また、93条には過失による国家機密の漏洩という新しい要件が導入されているが、これも、1909年の草案や14年のスパイ法で提案されたものだが、その際には、その国家機密が職務上信託されたものである必要があるなどの条件がつけられていた(4)。ラートブルフ(Gustav Radbruch)は、この過失概念の導入の意味は、意図的な秘密漏洩が実証できな

いケースに対応するためのものであると言っている(5)。

また、95条 3項に「戦争の危機が迫っている時に」というあいまいな概念が導入されたことも強い批判を招いた。そのあいまいさが検察や裁判所に拡大解釈の可能性を与えると考えられたからである(6)。加えて同項の「敵の戦力をほう助し」、「ドイツライヒの戦力に不利を与える」というあいまいな表現も問題にされた。つまり、97条と併せて考えると、戦時だけでなく平時においても、兵役拒否を主張する者、宣戦は国際連盟の規約に反する犯罪であると公言する者や法に対するアピールで戦争を阻止しようとする者、軍需工場でストライキを決行しようとする者など、広い層が反逆罪とされる危険性へ道を拓くものだと批判されたのである(7)。また、全体的に量刑が増加していることや、6条にあるように、対象の拡大が計られていることも指摘されている(8)。他に、色々な指摘があり、また、この刑法草案の起源が辿られているが、詳しくは扱わない。

全体的に見て、このような反逆罪の強化は、それまで導入されたが、失敗に終わった反逆罪訴訟を成功させ起訴官庁に今日欠けている基盤を与えるためのものだと平和主義者は解釈しており、これが実現すれば平和主義的批判と啓蒙は脅かされると予測していた(9)。しかし、刑法改正の試みに危機感をもったのは平和主義者だけではなかった。社会民主党も、国内の違法状態に関する情報を公表した者に対する起訴が増加していること、そして、それが共和国にとって対内的・対外的に悪い影響を与えることを憂い、違法状態について事実通りに述べた者は反逆罪とはならないようにすべきだ、という提案を早くも1925年 1月17日に行なっているのである(10)。

2 改正を必要とする背景

では、何故以上のような反逆罪の拡大・強化が必要とされたのだろうか(1)。そもそもヴァイマル共和国の軍事力はヴェルサイユ条約によって制限されていたし、联合国監視委員会の監視が1927年迄続いている状況の中で、反逆罪の強化が必要な理由はないように思われる。しかし、ヴァイマル期を通じて秘密再軍備が行われていたことはよく知られている事実である。そこで、ここでは、秘密再軍備の概略を山口の研究に基づいて簡単に紹介することから始めよう(2)。

1919年、ポーランドの脅威に対抗するという建前で、ゼークトは反革命義勇軍と自衛団体から国境防衛隊を編成した。その後ヴェルサイユ条約は義勇軍や軍事団体の解散を命じ、陸軍の兵力を10万人に制限したが、プロイセン東部では軍事団体と国防軍の密接な関係が続いていた。そうした秘密の軍事組織の一つが、右翼と国防軍の協力で組織された労働特別隊(Arbeitskommando)、いわゆる闇国防軍(Schwarze Reichswehr)である。これは、表向きは、ヴェルサイユ条約に違反する武器の調査・収集・破壊を任務としていたが、実際には、ルール占領期のフランス・ポーランドの侵攻に備えるためのものだった。その訓練等は第3軍管区指令部の下で行われたが、直接の指導は、ブフルッカー退役少佐(Bruno Buchrucker)とシュルツ退役中尉(Paul Schulz)が行なっていた。闇国防軍は一揆志向の性格が強く、国防軍との関係も必ずしも良好ではなかったが、それは、1923年のキュストリン一揆として顕在化した。これは、国防軍によって鎮圧され、闇国防軍は消滅した。相対的安定期の到来は秘密再軍備の性格を変化させたが、再軍備が断念されたわけではなかった。その変化は、一つには、闇国防軍の様な一揆主義的編成の

排除であり、今一つには、それ以前の再軍備が応急措置的性格であるのに対して、「強大なドイツ国家の再建」のための体系的な再軍備が計画され始めたことである。

このように、ヴェルサイユ条約によって軍事力を統制されていたはずのヴァイマル共和国でも、具体的・物理的な再軍備が進行していたことを、背景としてまず確認しなければならない。そして、これらの再軍備は、当然、その存在を対内的・対外的に秘密にしなければならなかった。こうした条約違反は国際的な非難を招き、諸軍縮交渉—そもそもドイツの軍備制限は国際的軍縮の第一歩として位置付けられていた—に不利に作用し、また、連合国監視委の滞在を延ばす口実を与えるし、対内的に見ても、その危険性がとりざたされ、平和主義的心情をもった労働者の反発をひきおこすであろうから。

しかし、このような国防軍と民間軍事団体の関係を含む、広い意味での秘密再軍備に対しては、平和主義的ジャーナリズムによって早い時期から批判・暴露が行なわれていた。フランクフルトのVolksstimme誌は1923年6月に愛国団体の動員計画、およびベルリン進軍計画をすっぱぬいたし、1924年2月には、ブラウンシュヴァイクのVolksfreund誌が、国防軍から愛国団体に武器の横流しがあったことを伝えている(3)。閩国防軍に関していえば、ドイツ平和カルテルの会長のクヴィッデ(Ludwig Quidde)は、Welt am Montag誌1924年3月号の「時代の危険」という論説でその存在を示唆し、その問題に政府がとりくむことを訴えた。ちなみに、彼はこの告発記事以前の同年1月、ドイツ平和カルテルの名でライヒ首相に閩国防軍問題にとりくむことを請願し拒否されている(4)。

また、Weltbühne誌は1925年8月18日号から26年春にかけて、元閩国防軍の大尉メルテンス(Carl Mertens)の詳細な暴露記事を連載し、閩国防軍の性格、国防軍との関係、またその存在を隠すために、閩国防軍に関する秘密を漏洩したと思われる者に私刑・殺害が行われたこと(いわゆるフェーメ殺人)等を伝えた(5)。この記事の影響で、国会とプロイセン州議会にはフェーメ殺人委員会が設置され調査を開始した。フェーメ殺人については、既に25年3月にシュルツに拘留命令が出されていたが、裁判の開始はメルテンスの記事が掲載された後の翌26年だった。しかし、裁判では、背後関係の解明がなされないように検察・裁判所によって様々な措置がとられたので(6)、最終的な政治的責任の確定を重要と考えるWeltbühneはヤーコプ(Berthold Jacob)の「シュルツを救え」で、第3軍管区の指揮官ボック大佐(Fedor von Bock)、更にはシュライヒャーやゼークトラ国防軍幹部の責任を問うた(7)。その他にも、秘密再軍備暴露は、後年ドイツ平和協会の中心勢力となる、Das Andere Deutschland誌やその前身のDer Pazifist誌によって行なわれた(8)。

これらの平和主義者の暴露の目的は、民間軍事団体の危険性や国防軍との関係を明らかにし、国内の諸勢力に警告し、世論を動かし、秘密再軍備が現実に対内的・対外的な悪影響を及ぼすことを阻止することにあった(9)。しかし、その際対外的悪影響とは、単に外国勢力とそれらの組織の物理的衝突を意味するだけではなかった。心理的影響、即ち、外国政府にドイツの政治はまだ軍国主義的帝政ドイツの精神に支配されているという疑いをもたせることがその中に含まれるし、その方がむしろ重要だと、ドイツ平和協会の事務局長のゼーガーは言っている(10)。ところで、もっと広く、平和主義者の反軍事活動全体を考えると、それと似たことが対内的にもいえよう。つまり、反軍事活動とは、軍部および民間軍事団体の物理的脅威に対抗するだけでなく、「お上」・制服

に対する服従の精神（「臣下」意識）を弱め、ヴァイマルデモクラシーを成長させるために、「お上」の代表選手たる軍部、更には軍事的なるもの全体に向けられた活動だと考えられるからである。

以上から、反逆罪の強化は再軍備の暴露を封じ、それを秘密のうちに遂行するのに不可欠のものだったということがいえる。勿論、反逆罪強化がそうした対症療法的意味だけをもっていたのかどうか、つまり、再軍備が秘密のものであったために必要だったのか、ということをお問わなければならないが、それは後にのこしておく。

ところで、法律の現実の機能を考える際には、司法の状況を見る必要がある。というのは、司法の対応によっては、ある程度の範囲で、ある法律がある集団にとってもつ意味が若干変化するからである。

3. 司法の状況(1)

ヴァイマル期の司法は帝政期の内容をほぼそのままひきついだといわれている(2)。裁判所は、「非政治性」・「非党派性」の名の下で、実際には、変革および民主主義に反発し、原告・被告の身分・階級・政治的立場等で判決は大きく異なった(3)。そうした傾向は政治的事件に限らないが、ここでは政治的事件の状況からヴァイマル期の司法の有様を概観する。グンベルは1918年11月9日から2年間の政治的動機による殺人事件の判決について次の数値を算出している(4)。

右翼：314 件の殺人、総計31年3 か月の自由刑、終身刑1名。

左翼：14件の殺人、総計 176年10か月の自由刑、死刑8名。

ここからは、少なくともヴァイマル期の初期には、右翼に軽く左翼に重い判決が下されていたことがわかる。

右翼に対する判決の軽さ、また、犯罪の発生から裁判まで、右翼自体の、また、その背後関係の解明の点で、警察・検察・裁判所の追及が緩かった例としては、前述のフェーメ殺人事件を挙げることができる。その裁判は1926年に開始されたが、実際のフェーメの数は、裁判でとりあげられた数よりもっと多かっただろうと予測されている。犯人が海外に逃亡したり、警察や検察の追及がなされなかったので、多くの事件は未解決に終わったと考えられるからである(5)。このような右翼に対する扱いの事例は枚挙にいとまがない(6)。

それでは、司法は左翼や平和主義者に対してはどうだったのか。次に、反逆罪裁判をとりあげ、その点、および反逆罪訴訟の変化と特色を見てみよう。

一体、反逆罪訴訟は増加していたのか？1924年3月、法務相は反逆罪訴訟手続を上級地方裁判所にも委譲するように緊急令を出しているし(7)、28年12月の閣議でも法務相は反逆罪訴訟の制限を訴えているので(8)、その点に疑いはないように見えるが、この問題は当時議論の的だった。以下で、グンベルに拠ってその数的変化を見るが、その際重要なのは、告発数・訴訟手続の導入数・起訴数・有罪数のいずれなのか、また、そのうち平和主義的ジャーナリズムによる割合はどれくらいか、などの問題が生じる。僕自身が直接犯罪統計を用いていないこと、また、上記の分類を明確にできなかったことを考えると、以下の記述は大まかな傾向をしめすだけのものとならざるをえない。

まず表を示そう。グンベルは、重要なのは出版による反逆罪・スパイ罪による訴訟手

続き数と有罪数、それに両者の比であるというが、以下の表ではそれは確認できないし(9)、分類項目も一致していない。

年	有罪判決を受けた人数		計
	反逆罪(+大逆罪)	スパイ罪	
1882-1913	32	127	159
(この間の平均)	1	4	5
	外交的反逆罪	スパイ罪	
1918	0	17	17
1919	1	3	4
1920	2	12	14
1921	6	39	45
1923	25	120	145
1924	16	153	169
1925	14	165	179
1923~25の平均	18、8	146	164、3

ここから彼は1927年の時点で次の結論を引きだしている。第一に、戦前と1923年~25年の比較では、犯罪指数を考慮しても最低でも後者は前者の28、2倍にあたり、戦後の比較では、反逆罪の有罪数は1923年以降減少しているが、それは、反逆罪手続数、特に出版によるその数の変化という、政治的に本質的な問題を云々するものではないし、スパイ罪およびスパイ罪と反逆罪を合わせた数は1922年を境に急増している、と(10)。この見解を補足するものとしては後年の彼の著作の中の次の数値がある。ただし、これは前表とズレがあるし、典拠が示されていない(11)。

反逆罪とスパイ罪

1919~21年：64人、23~25年：492人、この間の平均：93人/年。

1924~27年：1071人、平均：267人/年、またこの間に1万件以上の起訴。

以上が、反逆罪・スパイ罪についての数的状況と変化である。しかし、すでに述べたように、平和主義的ジャーナリズムによる割合が明らかでない限りは、数字のもつ意味は十分ではない(12)。勿論、平和主義者が反逆罪訴訟を厳しく批判し、逆に、右翼がそれを弁護したり、反逆罪訴訟の増加を否定するという構図は反逆罪の意味を示唆するけれ

そこで次に、訴訟の内容の特色をあげ、平和主義者に対する反逆罪の意味と司法の傾向を簡単に伝えよう。ヴァイマル期の反逆罪訴訟を語る際に必ずとりあげられるものにフェヒェンバハ裁判がある。その詳細は『ワイマール裁判物語』にまかせるとして、概要は次のようなものである。すなわち、バイエルン共和国首相アイスナーの個人的秘書フェヒェンバハ(Felix Fechenbach)が、アイスナーが公表するはずだった秘密文書を公表する目的でスイス人のジャーナリストに渡し、それがフランスの新聞に掲載されたこと、およびミュンヘンに存在していた秘密組織に関する報告をベルリンの通信社に送っていたことを起訴理由として、1922年8月、ミュンヘンの第一区民族裁判所の検察当局に逮捕・訴追されたもので、前者の行為によって10年の懲役、後者の未遂によって1年の懲役刑を宣告された事件である。僕のこの報告に関連するのは後者であり、少し長くなるが判決理由を引用する。

「秘密の軍事結社、武器保管所等についての公表に加えて、ドイツ当局は武器保管所の存在および軍事秘密結社の存在を講和条約および国内法に違反して庇護し、少なくとも許容しているという明示的または黙示的非難がのべられる時にはつねに反逆罪が成立する。この種の報告においては、秘密結社および武器保管所の存在の報告に重点があるのではなく、ドイツ当局がひそかに講和条約に基づく自己の義務に違反しているということを主張する点に重点がある。」(13)

この裁判は続く反逆罪訴訟の手本となった。

グンベルは、これ以降の、左翼や平和主義者に対する反逆罪訴訟を分析して特色を抽出しているので、次にそれを紹介しよう(14)。

1) 当該報告がすでに知られているか否かを確認せずに訴訟手続が開始される。オリジナルが右翼の雑誌の時には、それに手続きはとられない。例えばグンベルの論説「閩国防軍は存在するか」(Henschheit誌)の場合。2) 当該記事の警告の正当性が明らかになっても手続きがとられる。例えば、前述のVolksstimme誌の記事。3) 政府は違法状態を認めているという非難がなくとも訴追される。4) 一般に知られており守秘の不可能な事実を伝えても反逆罪となりうる。大審院は次の様に言う。「その法律はその報告が相対的に秘密であることを求めている。つまり重要なのは、それが外国政府に知られているかどうかということだけであり、国内で、それを多くの人が知っているかどうかはどうでもよいことである。」5) 一般に審理と判決理由における傍聴禁止(Ausschluss der Oeffentlichkeit)。また、関係者に守秘義務が課せられる。これは平時にはまれなことである。6) 訴訟手続きが導入されるまでの遅さと、手続きの緩慢な進行。見込みのない訴訟手続きの導入。これらは、起訴官庁にとって重要なのは訴訟の進行ではなく、文筆家の威嚇なのではないかと想像させる。

7) 訴訟手続きにおいて国防省の専門家としての所見が決定的役割を演じる。例えば次のような所見がある。例えば次の様な所見がある。敵対する諸国はドイツ国民の国防思想の復活をおそれており、監視委を継続するなどの、ドイツライヒの安寧に反する政策を遂行するためにこうした報告を必要としているので、秘密組織に関する報告が正しいものかどうかは問題ではない。それ故、秘密保持の要請はそうした情報のすべてに関わる、そして、その報告が述べる事実をドイツでどれほどの人が知っているか、外国でこの問題についてどれほど知られているか、ということは、詳しく探求されなくてもよい、と。予審判事の国防省に対する事前の問合わせは第一次大戦前でさえ議会の大多数によって非難され、1914年のスパイ法の審議時にやっと認められたものだった。グンベルはこうした状況を、何が反逆罪かは軍官吏が決定しており、軍部が抑制されない、責任のない裁判官となっている、と評している(15)。8) 報告が真実である証拠を提出すると既遂の反逆罪となり、そうしなければ、反逆罪未遂で起訴される(16)。

以上から、当時の司法が左翼や平和主義者に厳しい措置をとっていたことが想像できる。その原因は、軍国主義をも含んだ、「お上」に対するドイツ人の「臣下」意識や、伝統的な諸価値への忠誠という一般論、また、そこに起因する、軍の所見を容易に受け入れる態度の中に求められうるけれど、司法部の養成課程、および、それと関連した、その出自の問題の中に見ることもできる。第一次大戦以前の状況に関する指摘だが次の様なものがある。すなわち、裁判官や検察官が一人前になるのは35~38才であり、その間、3万~5万マルクの教育費がかかる。更にプロイセンでは供託金を求められたので、

実際にその職に就けるのは莫大な資産を使える者、上層の中間層や裁判官または官吏の息子である。また、修業期間中に政治的な異分子は排除された。こうした中から養成された者の政治的態度は、自らどう意識しようと、君主政的・保守的であるという(17)。そして、これらの裁判官の殆どはヴァイマル期にもその職にとどまった。プロイセンでは、革命後に辞職した裁判官は0.15%だけであるという。このように司法においては、帝政期とヴァイマル期には人的連続性があり(18)、それは「革命は裁判所の前でもとまった」「民主的共和国における皇帝の裁判官」という評に如実に現われている(19)。

こうした状況に対しては、広い層が不信感・危機意識を表明していた。(司法信頼の危機)確かに、共和国の地盤が安定すれば司法も新体制に適應するだろうという見解もあったが(20)、一方では、こうした司法が再生産されているとも言われているし(21)、ヴァイマル期とナチズム期の司法の連続性も指摘されている(22)。これに対して、左翼知識人も様々な対応を主張していた。弁護士ローゼンフェルト(Kurt Rosenfeld)は裁判に対して世論のもつ意味を強調しているし、ゲオルク(Manfred Georg)は、政党や労働組合等の組織が裁判を積極的に傍聴すべきだと訴えている(23)。一方、裁判官については、その非罷免制が批判され、重大な誤判をした裁判官の更迭などが主張された(24)。更に、国会議長レーベ(Paul Löbe)は、1870年のフランスの例にならば、司法部の刷新のために6か月間の司法権の独立の停止を主張していた(25)。もとより、一般には、司法権の独立・裁判官の独立・非罷免制が強く主張され、ジャーナリズムの裁判批判についても、その危険性を指摘する見解があったことも確かである(26)。

さて、以上からは、現行の刑法下でも、反逆罪・スパイ罪の拡大解釈によって、平和主義者の活動や言論の自由が制限されていたことが確認できる。1927年の反逆罪強化計画は、この状況を法律によって支え、制度的に固定することを意味しており、それが実現されれば事態がどうなるかということは想像に難くない。

4 平和主義者の批判・対案

前章までの状況の中で平和主義者はどのような活動を行っていたのか。個々の反逆罪訴訟批判や請願(秘密再軍備等の違法状態—それはドイツの安寧を脅かすのだが—を報道することは反逆罪とすべきではない)が行なわれたし(1)、反逆罪の強化内容が批判・検討されたことは、第1章で既に紹介した。これらの批判を支えていたのは、一つには言論の自由という考え方であり(2)、また、ヒラーの場合には、その平和主義の根本理念、「生に対する権利」の至高性(その際、生とは、人生・生命・生活など、生きていること全体を意味する)とそれに伴う自由の観念が基礎にあった(3)。一方、ドイツをとりまく国際状況や国際法を、内政に反映すべきだという認識が彼らの活動を支えていたことも指摘しなければならないし、また、その際、戦術的に、国際状況をドイツの民主化と平和のために利用しようという意図もあっただろう。

そもそもヴェルサイユ条約についても、平和主義者はその問題点を意識ながらも、評価・利用すべき面をみついていた。それは、例えば、その軍備制限条項を国際的軍縮の第一歩として歓迎し、更に、軍事的弱体化を逆手にとり、ドイツは平和という面で国際社会をリードすべきだとする姿勢—Macht in Ohnmacht にあらわれている(4)。相対的安定期にはいると、ロカルノ条約の締結、国際連盟加盟、シュトレゼマ

ンの協調外交が行なわれたが、不戦条約は平和主義者に新たな大きな支柱を与えた。しかし、一方でこの時期、既に述べたように、秘密再軍備が進行し反逆罪訴訟が増加するとともに、反逆罪の強化が計画されていたのである。外交と内政は大きな矛盾を呈していた。

こうした中で、平和主義者は体制側の作り出そうとする個々の状況を批判するという、いわば受身の態度に終始していたのではない。国際状況と内政の矛盾という認識は、国際法と国内法の対立する際には前者が優位し、また、私人も前者に従うべきだという考え方(5)、更には、国際法や国際的な平和への努力を積極的に国内法に定着させることを主張・請願する形となって現われた。その際、1) 刑法草案に対抗し、特に不戦条約を刑法にとりいれるべく対案を提示すること、また、2) その前提として憲法における戦争と平和に関する条項を再検討するという作業が行なわれた。

1)としては、ヒラーがWeltbühne誌に発表した対案がある(6)。彼は、不戦条約の調印以降は戦争を煽動する者には最重刑による法的威嚇(Strafdrohung)が必要であり、刑法には騒擾罪(Landfriedensbruch)とならんで世界平和の破壊(Weltfriedensbruch)の条項を設けるべきだといつつ次の条項を提案する。すなわち、94条の反逆罪的偽造に対しては、「国際平和を脅かす方法に利用するために、文書・図画・その他のものを偽造または改ざんした者は懲役刑に処する」という条項を対置し、また、94条aとして、1.外国国家や外国の同盟に対する戦争を公に煽る者は5年以上の懲役刑。2.外国国家や外国の同盟や外国民に対する憎悪を生む、または憎悪を増幅させる意図で、それが虚偽であると知らねばならないような事実を公に主張する者は1年以上の禁固刑、の条文を提案する。95条に対しては、ライヒによる戦争をおこさせることを意図する者も同様に罰せられるべきだと言う。更に120条aが、1.ドイツ人が外国の軍役に就くことを罰する、となっているのに対しては、120条aとして、1.ドイツ人を暴力、または暴力を加えるという脅迫、または、社会的・経済的不利を与えるという脅迫によって、軍事的組織または編成における軍務を強制する者は1年以上の禁固刑、その未遂は罰せられる、特に重大なケースでは10年以下の懲役刑、2.兵役強制を公に要求した者は1年以下の禁固刑、を対置する。そして、彼は、「国際平和の阻害」として、「外国国家または外国の同盟に宣戦したり、国際法に反して、それらに対する軍事行動を指図したり、開始したりするドイツ人は30年の懲役刑。国際法に反する軍事行動に将校・下士官・義勇兵として参加した者は懲役刑に処す」という内容の条項を提案した。

これらは殆どパロディーに見えるほどに刑法草案と対照的である。否、そもそもこの両者の対立は内政と外交の対立の鏡像なのだ。ヒラーと同じ試みは、Justiz誌でカントロヴィッツが「戦争煽動罪」の標題で行なっている(7)。もっとも、この「戦争の煽動」に関する条項は、逆に、言論の自由を侵害するものだ、という指摘もなされているが(8)。

こうした動きは個人のレベルを越え、ドイツ平和カルテルの、国会およびその刑法委員会への2つの請願の形をとるにいたった。1928年11月27日に出了れた前者への請願は次の4点からなる。すなわち、1.反逆罪の強化項目が変更され、違法行為の暴露は刑事訴追の対象にならないようにする。2.戦争の危険が迫っている時に戦争を阻止しようとする人が反逆罪にならないようにする。[草案95条3項に関する要求] 3.不戦条約を刑法・憲法にとりいれる。国際法違反の宣戦に責任のある者も大逆罪とする。4.戦争を煽

動したり他国民への憎悪を煽る者への刑法的規定の必要性(9)。また、刑法委員会への請願は、上記の3・4、およびヒラーの提案と大体において一致する5項目からなっていた(10)。

他方では、2) 憲法の検討、つまり憲法を不戦条約に対応させるだけでなく、それ以上に国際的平和の方向に修正するという検討が行なわれていた。ヴァイマル憲法はその42条2項で「宣戦と和平はライヒの法律に従ってなされる」とのみ規定している。これに対して、ドイツ平和カルテルは、ペーア(Gertrud Baer)、ヒラー、ヴェーベルク(Hans Wehberg)からなる委員会を設置し、不戦の方向での憲法修正案の検討をするように依頼した。その中間的・個人的報告といえるのが、Friedens-Warte誌1928年5月号のヴェーベルクの「ドイツは戦争の廃絶のために何ができるか?」である(11)。その中でヴェーベルクは、フランス革命時の1790年5月のミラボールの演説および1791年憲法から始めて、南アメリカ諸国の不戦の歩み、更にポルトガル、オランダ、ラトビア、チェコ、スウェーデンの各憲法の宣戦規定、アメリカの不戦運動等の検討を通じて(12)、次の憲法修正案を提示した。

1. 国際的な諸紛争は専ら平和的手段、特に国際司法裁判所(Weltgerichtshof)、仲裁裁判、または、調停委員会への提訴によってのみ処理されなければならない。ドイツは今後政策の手段としての戦争を放棄する。

2. 国際連盟規約に由来する諸権利・義務は〔これとは〕関係がない。その16条と一致する手段は、いかなる場合でも、あらかじめ国会と参議院の法律上の議員数の2/3の賛成なくして決定されてはならない。

3. この規定に反して命令された軍事行動は、それ故、犯罪として解釈される。特別な法律がそうした場合に責任のある人間に課される刑と指定されるべき刑事訴訟手続の形式を決める。

そして、彼は、ドイツの宣戦権の放棄は他国の憲法修正を待たず無条件になされるべきであると述べるとともに、それによって他国の強力な軍備の保持が困難になり、戦争の廃絶に向かって圧力がかけられるので、ドイツの安全は逆に高まると述べている(13)。

3人委員会の修正案は、不戦条約の色彩を残しているヴェーベルク案を更に押し進め、明確に戦争放棄を唱える形になっている。つまりヴェーベルク案が「政策の手段としての戦争の放棄」の表現をとっているのに対し、特にヒラーの要請によって、為政者からあらゆる口実を奪うという理由から、全く一般的に「戦争という手段の放棄」という表現を用いているからである。ちなみに、ここでの戦争とは広い意味での軍事的諸措置を表わしていることが確認されている。また、この修正案の討議では、憲法 133条 2項 1号の「兵役義務は国防軍法の諸規定に従う」という条項を削除し、「あらゆるドイツ人は軍事的義務(Dienstleistungen)を強制されてはならない」にかえることが提案された(14)。

さて、ヴェーベルクの検討の経過が示唆するように、不戦への動きは必ずしもドイツに特殊なものではなかった。ジュネーヴの国際平和事務局(Internationales Friedensbureau in Genf)は、各国の平和協会が不戦条約の早期批准と、憲法や法律の宣戦に関する条項や、不戦条約に反する項目の削除を主張するように求めているし、ドイツ以外の平和協会でも不戦条約の調印をうけた活動が行なわれていた(15)。

こうした国際的な動きもふまえて、ドイツ平和カルテルは政府に憲法修正の請願を行

なった(16)。しかし、それに対するH・ミュラー首相の回答は以下のものだった。

「国会には、このような憲法修正に必要な加重された多数派が存在しないことに疑いはない。それ故、ライヒ政府はそのような見込みのない法案を提出することが目的になうとは思えない」(17)

5 改正の行方

さて、それでは刑法改正の試みは一体どうなったのが。結果を先に言うと、改正作業は立ち消えになったままヒトラー内閣の成立を見るに至るのである。山口は1927年以降の閣議での刑法改正に関する協議を伝えている。つまり、1928年12月3日の閣議から29年3月27日の閣議で、国防相グレーナー、外相シュトレゼマンと、内相ゼヴェリングの間で対立があったこと、すなわち、前者が反逆罪強化＝「国土防衛に関連し、ドイツに対して国際法上の義務の侵害をひきおこすための根拠となるような事実に関する主張を行ない、あるいは、または広める者は禁固刑に処す」を提案し、前者が「そのような方法によってのみ国家の存続にとっての内部の差迫った重大な危機が回避され得るという確信に到達したことによって国家機密を公にした者は反逆罪によって罰せられることがない」という提案を行なったことを伝えている(1)。後者の提案は、1925年の社会民主党の、違法状態を事実通りに伝えた者は反逆罪とならない、という提案の延長と見られる。結局は、この対立は115条aを導入することで後者の実質的勝利で終わった(2)。

しかし、それは反逆罪の強化・言論の自由の抑圧の方向性がなくなったことを意味してはいない。山口は『西部戦線異常なし』上映妨害の試みをひきあいに出し、反逆罪強化の方向性をもつ個別的な対応があったことを示唆しているが(3)、それだけでなく、反逆罪等の訴訟手続は行なわれ続けたのである。しかも、ヴァイマル期の反逆罪訴訟中おそらく最も大きな反響をおこした「ヴェルトビューネ訴訟」はちょうどこの時期に始まっている。これについては長橋が紹介しているので詳しくは触れないが(4)、これは、クライザー(Walter Kreiser)が1929年3月12日のヴェルトビューネ誌に書いた「ドイツ航空の疑惑」－それは、運輸省の助成を受けた航空実験所が、実は陸・海軍の航空実験所であり、その所有する航空機がドイツ国外におかれていることなどを指摘した記事である－について(5)、クライザーとヴェルトビューネの編集長オシエツキー(Carl von Ossietzky)が告発されたことに始まる。29年8月に尋問開始、31年3月に軍事機密漏洩と反逆罪で起訴、31年11月17日、大審院で非公開・審理内容に守秘義務が課せられるという条件で公判、そして11月23日、両者は軍事機密漏洩で18か月の禁固刑を言いわたされ、当該記事掲載号の全冊および原版の廃棄という判決が下された(6)。

この判決には内・外の文化人から抗議の声があがり、ドイツ人権同盟やドイツペンクラブは抗議集会や減刑嘆願を行なった(7)。反応の速さは、この裁判が出版の自由の、更にはあらゆる批判行為の危機を意味していたからであろう(8)。

当初、刑は執行されないと予測されていたし、国防省も抗議運動の高揚をおそれて、また、それによって平和運動の信用を失墜させるために、オシエツキーに国外逃亡を促した節がみられる(9)。事実、クライザーはパリに亡命した。しかし、そのクライザーがエコー・ド・パリ紙に同裁判の内容を発表したことは、減刑に傾いていた大統領や法

務省の感情を害した。オシエツキーは1932年5月テーゲル刑務所に入所、同年12月やっとクリスマス恩赦で釈放された。

この裁判は、ヴェルトビューネが左翼知識人の中心的雑誌だったということ、量刑の大きさ、および刑が実際に執行されたことから、反逆罪訴訟としては重要なものといえるし、逆に、司法や軍も平和主義者の活動に圧力をかける点で象徴的意味合いをもたせようとしたといえよう。しかし、こうした訴訟の背後で、平和主義者の秘密再軍備暴露を防ぎ、来たるべきジュネーヴ軍縮会議を有利に進めるために、平和主義者に対する特別法の形で、「国家誹ぼう (Staatsverleumdung) 罪」の導入をグレーナーが画策していたことはもっと注目されるべきであろう。これは、1930年10月にグレーナーから法務相に提案されて、法務省と国防省での審議が31年3月に終了し、その政治的な実施可能性を協議すべき旨の提案が法務相からブリューニング首相に出されていた。これに先立つ1930年11月には、グレーナーは、Deutsche Allgemeine Zeitung 紙で、こうした新法の必要性を強調しており、31年10月には、そのできるだけ早い発布をブリューニングに要請しているのである(10)。

僕は、ここに、共和国を守ろうとしたグレーナーとは別のグレーナーの姿を見出せると思う。オシエツキーはこう述べている。「我々は二人とも共和主義者です。大臣閣下。しかし、われわれが同じ自由を想定していない、同じ音域で歌っていないことを私は気づかいます。」と(11)。僕たちは、グレーナーの中に、ヴァイマル共和国の行きつくかもしれなかった、一つの姿を見ることをできないだろうか。

おわりに／そして、自己確認(1)

以上の経過から何を引き出すことができるだろう。表面的に見るなら、軍や司法の働きかけも平和主義者の対応もすべて水泡に帰したのみに見える。1933年という年を振り返るとナチズム体制の成立という結果が見えるだけである。これまで扱ってきた事柄は民話などに出てくる、その場限りの、荒筋に関わりのない登場人物のようなものなのかもしれない。

しかし、歴史学が「その時代」を捉え、かつ僕らの時代と僕達自身を見据えるものとするれば、そんな「登場人物」も僕らに語りかける何かをもっているかもしれない。また、次のことを考えてみよう。小説や演劇の作者は(基本的に)登場人物を全知全能の立場から見ている。彼らは何が本筋で誰が主人公かを知っている。しかし、僕達はどれほど彼らと同じ位置に身を置けるだろう。むしろ僕達は劇を見ている観客に近くはないだろうか。否、1986年に1920年代を扱う僕は、むしろ、解説をほんの少しか読んでから小説を読み始めた読者に近いのかもしれない。今、デイヴィッドと別れてロンドンを去った僕のお気に入りアグニスのその後の生活を想像するのも良い。ひょっとしたら彼女にはページをめくるうちにもう一度めぐり会えるかもしれない。また、僕らは、「ヒーローとヒロイン」にではなく、そう、例えば、ダスティン・ホフマンにキャサリン・ロスを奪われた、さえない青年の行く末に興味をもってもよいのだ。つまり、そうした読者の目で、もしくは、できるだけ現在進行形の姿勢で歴史を見る必要もあるのではないということ。または、その時々最終結果を見越さず、今見えるものに興味をもつ、そうした姿勢があっても良いだろうということ。歴史は、既に過ぎ去ったことであっても、

僕らがそれを全知全能の立場から見るができない限り、それは、常に、「現在」でありうるのだから。

以上の様な思いを基礎にして、水泡に帰した事柄を扱う意味をまずごく簡単に述べてから、僕の扱ってきた対象の意味を具体的に検討しよう。第一に、それらが次の時代にとって無影響に見えるのは単にそれらを表面的に見ているからではないか、という当然の予想。第二には、仮に結果として次代に無影響であっても、当時重大なことと思われたことや、大きな意味をもつ可能性があった事物を無視して良いのかということ。もし仮に、振り返ってその時代を捉え、専ら次代との比較や影響関係でその時代の事柄の重要性を考えるとしよう。しかし、その時代の人々には、その次の時代がどうなるかはわからないという単純な事実を忘れたそうした態度では、その時代の人々の意識には迫れない(?)。また、そうした「振り返って」の姿勢によるテーマの取捨選択では、結局はこうなってしまったが、ああなる可能性もそうなる可能性もあったのだという、歴史のもつダイナミズムは捉えられないだろう。第三には、水泡に帰した事柄でも、その隣接する時代を越えて僕らに語りかけるものをもっていないか、ということ。それらの多くは僕らの常識を強化するだけのものかもしれないが、逆に、思考の枠組みを相対化する目を与えてくれるかもしれない。更には、それらの事柄を長期的な時間の中で捉えることによって、次代に影響を与えなかった事象が転換の予兆であることや、逆に、そこからその時代が転換点であったことが見えてくることもあろう。つまり、「振り返って」の視点は、語りかけようとしている多くの事柄に沈黙を強いるかもしれないのである。

具体的な話に移ろう。第一の点。ヴァイマル期の司法が意識的にナチズム体制を成立させようとしたとは思えない。しかし、おそらくナチスを他の右翼と区別する眼をもたなかった司法は、他の右翼同様に、結果としてナチスの活動を助ける面をもっていたといえる。例えば、大審院は、1930年のウルム砲兵連隊事件裁判でヒトラーに2時間の示威的演説を許しているのである(3)。また、軍部あるいは軍事的なるものとの関連では、再軍備の問題に関して一言言おう。本格的な再軍備の開始がナチズム期に入ってからなのは明らかだが、僕は、そうした、物理的再軍備、すなわち、軍備や経済的・人的再編成以外の再軍備にも注視すべきだと思う。(体系的ではないが、他の側面を挙げると、排外的ナショナリズムや国家思想、戦争賛美の広範な登場としての思想的再軍備、その受容、またはそれと相互影響関係をもつと思われる世論の再軍備—1929年以降の急速・広範な戦争文学の受容はその一例といわれている—(4)、それに、この報告で扱ってきた、いわば法的・制度的再軍備というべきものがあり、これらの総体としての再軍事化とでも名付けるべきものが検討されるべきであろう)このうち世論の再軍備をナチスは政権掌握に利用したとヴェッテは指摘しており(5)、そうだとすれば、ヴァイマル期における軍事的なるものとの問題、それと表裏一体をなす平和の問題は、ナチス政権の成立とも関わってくるといえよう。

次に、第二の、いわば「可能性の歴史」、観客的な眼による「可能性の歴史」における司法と軍部の意味を考えてみたい。司法に関して言えば、その階級的あるいは政治的な性格は民主的な共和国の法の番人としては問題の多いものであり、共和国を内側から崩壊させる面をもっていたといえる。また、ナチスや軍事政権に対して社会民主党を中心とする勢力がゼネストや武装蜂起で対抗しようとしても、それが一時に全面的な効果を表わす(つまり革命の成功)のならまだしも、そうでない限りは、警察を含んだ司法

部の性格はその手段に大きな限界を与えるものといえよう。一方、秘密再軍備の遂行のために言論を統制していこうとする国防省の姿勢は、仮にナチス政権が成立していなくても、なんらかの自由ならざる体制を招来する可能性をもっていたとはいえないだろうか。

ところで、ここからいくつか問題が生じる。1) こうした司法や軍の性格はドイツに特殊なものだったのか？ 2) 言論統制は「秘密の」再軍備だから必要であり、また、その対象は秘密を暴露しようとした平和主義者に限定されるのか？という問題である。最後に1)、2)の問題を考えるとともに、第三の、長期的文脈における検討という問題に取り組みよう。

先に注で引用したラカーが言うように、司法や軍の性格は英・独・仏どこでもさして変わらないものだったかもしれない。しかし、仮にそうだとした場合、ドイツの司法や軍部の社会的影響や、当時の人々がそれをどう見ていたかを扱うためには、その当時のドイツの全体的な文脈—歴史的な文脈や、意識をも含んだ同時代的社会的な文脈—の中で捉えることが必要であろう。例えば、フランスの軍人とドイツの軍人が同じ程度に社会民主主義を信じていないということは、それが社会に与える影響がドイツとフランスで同じだということを意味してはいないのだ。それ自体が検討されるべきレッテルであるかもしれないが、「臣下」的といわれる国民の意識、「我々は小さな軍隊をもっているだけだが大きな軍国主義をもっている」という状況(6)、その他諸々の状況の中で捉えられるべきであろう。また、共和政や近代国民国家の成立と国民軍の成立は何ら矛盾しないものに見えるが、ヴァイマル共和国は第一次大戦後の国際関係の中で、軍備を制限された強国として、いわば新しい可能性として登場したということも、上記の文脈の中に加えられるべきであろう。

それでは、言論統制は再軍備が秘密のものだったために必要だったのか。この点については、すでに山口定が、1925年の体系的な再軍備プランの中に反逆罪強化の項目があることを指摘しており、言論統制が単なる秘密再軍備を阻止するための対症療法ではなかったことがわかる(7)。また、グンベルは、すでに1927年の時点で、刑法草案が再軍備暴露の阻止とともに、来たるべき戦争で必要とされる法的装備を準備するという二重の目的を追及していることを見抜いていた。彼は、反逆罪の強化が戦争の構造の変化に対応していることを指摘している。すなわち、技術の発達に対応して、以前に存在していた軍事的領域と市民的領域の区別が小さくなり、来たるべき技術戦〔未来戦争(Zukunftskrieg)〕という当時よく用いられた用語と同じであろう〕では、戦争を遂行する国民全体がいるだけだと述べ、そのことが軍事機密の範囲の拡大をもたらすことを指摘しているのである(8)。

つまり、未来戦争状況—戦時ならずとも平時でも—では秘密再軍備ならずともあらゆる軍備が秘密になるだけでなく、軍備とは思えないようなものまでが機密になってしまい、更には、士気の維持という理由などから、非物理的なものまでが統制の対象になるかもしれないということである。そうなると、それはもう単なる言論の自由の統制ではなく、生活全般の統制—生と死の統制の例としては既に兵役義務があったが—である。こうして考えてみると、未来戦争という状況では、自由や民主主義と軍隊、更には自由や民主主義と軍事的なるものとの共存の可能性の問題が生じてこよう。

僕は、以前、ヴァイマル期が戦争と平和という点で転換期にあたることを指摘した

(9)。つまり、ヴァイマル期に兵役義務の捉えられ方に変化が生じたこと(10)、未来戦争という観念が戦争の意味に変化を与え始めたことなどを扱った。そして、今、この未来戦争という要素が戦争の法的・制度的側面、更には、生活していく中での自由という側面にも影響を与えることが予測されるのである。確かに、反逆罪の事実上の強化、つまり反逆罪訴訟の現実と、それを制度化しようとした草案の基本的な目的は秘密再軍備の遂行であり、前者は司法の保守的性格によってより明らかな形をとったのだけれど。

勿論、法や制度の変化にもかかわらず、自らの生活を送っていく普通の人々のしたたかさや忘れ、そうした変化をいたずらに強調してはならないだろう。しかし、変わらないことの強調は、変わったということの強調同様に危ういものである。つまり、重要なのは、何がどう変わり、何がどう変わらなかったかを、粘り強く明らかにし、その変化・不変化の意味を、時の流れの中で、そしてまた、同時代の文脈の中で探るという、言うは易く行なうは難い凡庸なことなのではないだろうか。

さて、最後に大胆に言うとするれば、ヴァイマル期というのは近代的な戦争の意味の総体—法的・制度的意味、技術的意味、兵役義務の意味、思想上・世論上の意味etc.—の転換点、もしくは転換の予兆を示した時期、少なくとも、転換が意識され始めた時期といえよう。あいまいな言い方になるが、もし許されるなら戦争と平和という面において近代国家が現代に突入しようとした時期という表現を使いたい。そして、平和主義者たちはそのことをいち早く理解し、彼らが信じるころの時代にあった方法=現代的なもの—それが前近代的な形をとったとしてもかまわないが—で対応しようとし始めた。ヴァイマル期はそんな時代だったのだと僕には思えるのである。

はじめに

(1)1925年に政府から参議院に送られて審議され、27年に政府が国会に提出した、「1927年の一般ドイツ刑法典草案」を扱う。僕が主に用いた史料は当時の雑誌であり、国会の議事録等は利用していないので、国会の刑法委員会での討議等を見ていない。そうした理由もあって、この報告は中間報告的色彩が濃いことを先に断っておく。

(2)山口定「秘密再軍備とドイツ社会民主党」(1) - (5) (『立命館法学』71、72、73、75・76、80号、1967-1968年)

(3)Kurt Sontheimer, Antidemokratisches Denken in der Weimarer Republik, München, 1968 [『ワイマル共和国の政治思想』河島幸夫・脇圭平訳、ミネルヴァ書房、1976年]。脇圭平『知識人と政治』岩波書店、1973年。

(4)Istvan Deak, Weimar Germany's Left-Wing Intellectuals, Berkeley and Los Angeles, 1968. Cf. Harold Lloyd Póor, Kurt Tucholsky, Diss. phil. Columbia, 1965. またこの二人の著作に関するショースキーの書評は示唆的である。(Carl E. Schorske, "Weimar and the Intellectuals 1. 2, "New York Review of Books, 1970. 5. 7, 22-27, 1970. 5. 21, 20-25. [欧文雑誌名等に続く数字は年・月・(日)・頁])

(5)1970年代半ば以降の著作については拙稿「ヴァイマル期における平和主義」(『歴

史学研究』550号、1985年1月、16頁参照)

(6) 国家間のあらゆる戦争を支持しないという趣旨の署名活動。1927年にザクセンのツヴィッカウ(Zwickau)で行なわれた。社会民主党の支持を得、65万の同クライスで86842名の署名を集めた。そのうち55%を女性、98%を労働者階級が占めた。(“Die Zwickauer Ponsonby-Aktion,” Die Friedens-Warte[FW], 1927, 8/9, 266-267.)

(7) Cf. Reinhold Lütgemeier-Davin, Pazifismus zwischen Kooperation und Konfrontation, Köln, 1982, 175ff. また、刑法改正をとりあげているわけではないが、この報告で扱う問題全体にとって参考になる邦語文献として、清水誠編『ファシズムへの道—ワイマール裁判物語』日本評論社、1978年、があり、僕もこの文献に多くを負っている。

1.

(1) “Landesverrat,” Die Menschenrechte, 1927. 11. 15, 1-3.

(2) Gustav Radbruch, “Der Landesverrat im Strafgesetzentwurf,” Die Justiz [J], Bd. 3. H. 2, 106. ラートブルフはハイデルベルク大学教授、1920年代初期に法相。Emil J. Gumbel, “Landesverrat begangen durch die Presse,” [LVP], J, Bd. 2, H. 1, 88. グンベルは統計学者。グンベルに関して詳しくは、cf. Franz Josef Lersch, “Politische Gewalt, politische Justiz und Pazifismus in der Weimarer Republik,” in: Karl Holl /Wolfram Wette (ed.), Pazifismus in der Weimarer Republik, Paderborn 1981, 113-134.; Dr. Löwenthal, “Der Landesverrat im Strafgesetzentwurf,” J, Bd. 3. H. 2, 123. 彼は地方裁判所判事。

(3) Radbruch, op. cit., 104.

(4) Ibid., 104, 106f. ; Gumbel, “LVP,” 88. ; Löwenthal, op. cit., 123.

(5) Radbruch, op. cit., 106.

(6) Ibid., 104.

(7) Löwenthal, op. cit., 124. Kurt Hiller, “Strafgesetzkandal,” Die Weltbühne [WB], 1927. 10. 4, 513. ヒラーは法学博士、文筆家。Hans Wehberg, “Kriegsverhinderung und Landesverrat,” FW, 1927. 12, 358. ヴェーベルクは国際法学者。

Hermann Kantorowicz, “Der Landesverrat im deutschen Strafrecht,” [LVS], J, Bd. 2, H. 1, 100f. カントロヴィッツはフライブルク大学教授。また、あいまいという点では、92~94条にある報告(Nachrichten)という表現も問題にされた。(Löwenthal, op. cit., 120f.)

(8) Radbruch, op. cit., 107.

(9) Gumbel, “LVP,” 89. Kantorowicz, “LVS,” 101. Löwenthal, op. cit., 121.

(10) Gumbel, “LVP,” 86f.

2.

(1) 確かに、反逆罪の強化項目の多くは1927年以前の草案にも含まれていたが、そのつ

ど反対が多く実現しなかったものだった。また、刑法改正全体を貫く法思想的背景や、社会の変化と並行した法律の変化の必要性という、いわば法社会史的背景を探求する必要もあるが、僕にはここでそれらを扱う力はない。

(2) 山口、前掲論文参照。

(3) Gumbel, "LVP," 79f.

(4) Ibid., 80.; Heinrich Hannover und Elisabeth Hannover-Drück, Politische Justiz, 1918-1933, Frankfurt am Main, 1968, 178ff.

(5) "Vaterländische Verbände," WB, 1925. 8. 18, 239-258, et passim. また、この問題について邦語では、清水編前掲書、45-60 頁参照。

(6) 次のような措置がとられた。(1) フェーメ殺人実行者と内務当局ないし国防軍および国防軍首脳部との間の結びつきを極力隠蔽し、政治的性格を稀め単なる犯罪事件とすることが検察によってとられた。(2) 裁判所もこれに従い、裁判の公開の禁止と弁護妨害が行なわれた。(3) フェーメ殺人を国家のためにする正当防衛の理論によって、その違法性を否定しようと弁護側が試み、裁判所もこれを認めた。(清水編前掲書、55頁参照)

(7) Carl von Ossietzky, "Der Femeprozeß," WB, 1927. 12. 27, 954.; Berthold Jacob, "Plaidoyer für Schulz," WB, 1927. 3. 27, 446-450. ヤコブは文筆家。

(8) Gumbel, "LVP," 81.; Hannover, op. cit., 182-186.; Berthold Jacob, "Das Zeitfreiwilligengrab in der Weser," in: Helmut Donat /Lothar Wieland (ed.), Das Andere Deutschland. Eine Auswahl (1925-1933), Königstein/Ts., 1980, 1-4.

(9) Kantorowicz, "LVS," 95ff.; Hannover, op. cit., 177f. 184ff.

(10) Hannover, op. cit., 177f.

(11) 更には、こうした秘密再軍備を守ることは、大逆罪(Hochverrat)=共和国打倒の準備、を保護することだと言っている。(Cf. Gumbel, "Landesverrats-Statistik," [LV-S], J, Bd. 3. H. 4, 393.)

(12) 例えば、国防省軍務局の体系的長期的再軍備プラン(軍務局第一課長シュテュルプナーゲルから軍務局長ハッセにあてた1925年6月の覚え書より)には、5. 概念内容を拡大された叛逆罪に対する厳しい刑罰、というのがある。(山口前掲論文、123-124 頁参照)

3.

(1) ここでは、司法を、カントロヴィツがいうように、裁判のみならず、訴追・執行官吏の活動も含む広い概念として用いる。(Kantorowicz, "LVS," 92.)

(2) 清水編前掲書、4 頁。

(3) Hannover, op. cit., 23 f.; Deak, op. cit., 123ff.

(4) Gumbel, Zwei Jahre Mord, Berlin, 1921. (Jenö Kurucz, Struktur und Funktion der Intelligenz in der Weimarer Republik, Köln, 1967, 101. より)

(5) Gumbel, Vom Fememord zur Reichskanzlei, [Feme], Heidelberg, 1962, 56.

(6) 清水編前掲書

(7) Gumbel, "LVP," 76f.

(8) Akten der Reichskanzlei : Weimarer Republik. Das Kabinett Hüller, 2. Bd. 1, 1970, Boppard am Rhein, 286.

(9) ただし、犯罪統計からグンベル自身が作成した以下の数値と典拠が異なるので参考程度のものでいえる。同じくグンベルは、訴訟手続き数について次の数値を示している。1923年：1200件(Berliner Tageblatt の記事より)、1924年：1081件(国会でのパウル・レヴィ(Paul Levi)の発言より)、(以上は、Gumbel, "LVP," 76. より) また、出版による反逆罪の訴訟手続き数と有罪数の比としては、検察官ヨルンス (Jorns) のまとめた数値をもとに、1924年から27年11月半ばまでで、85:1という数値を示している。(Gumbel, "LV-S," 392f.)

(10) Gumbel, "LV-S," 394f., 390, 392.

(11) Idem, Feme, 71.

(12) 全体の3%という指摘がある。(Idem, "LVP," 76.) ただし、第一次大戦前は出版による反逆罪は殆どなかったであろうということも考慮されるべきであろう。(Idem, "LV-S," 389.) また、訴訟手続きが導入されると容疑者と弁護人に守秘義務が課せられるので、訴訟手続き導入の作用は過小評価できないという。(Grossmann, Ossietzky, 125, München, 1973.)

(13) 清水編前掲書、15-23 頁。

(14) Gumbel, "LVP," 81~86.

(15) この特色のうち 4)に関連していうと、確かに現行刑法下では、その報告が外国政府に知られていず、それ故守秘可能なことが、問題とし得る報告の条件だったが、実際には、外国政府が既に知っている情報をジャーナリストが取りあげても訴訟手続きが導入される場合があった。(Gumbel, "LVP," 91. ; Grossmann, op. cit., 137.) むしろ、7)の様に、その報告が正しかろうと誤っていようと、また、内・外でどれくらい知られていようと、ともかく秘密再軍備に関わる報告にはすべて訴訟手続きがとられるべきだ、という考え方が実行されていた、といえるのではなかろうか。それ故有罪にできる見込みのない訴訟手続きの導入も多くなる。

もっとも、その反逆罪裁判が有罪で終わるとすれば、有罪=秘密漏洩=秘密(再軍備)の存在を認めること、となって、いくら裁判の公開が禁止され、関係者に守秘義務が課せられていても、かえって内・外の疑惑と非難(とその正当性)は高まるだろう。

とすれば、反逆罪訴訟で重要なのは、ジャーナリストを有罪にすることではなく、一方で、「その報告が正しいかどうかは問題ではない」と内・外にうそぶきつつ、他方訴訟手続きを多数導入して文筆家に圧力をかけ続けることだったのかもしれない。事前検閲でない限り、秘密漏洩裁判には確かに常にジレンマがつきまとっている。

その意味で、実際には取材の制限を意味する草案の92条は当局にとって重要な意味をもっていたのかもしれない。しかし、以上の点に関しては、国防省や司法だけでなく、対外関係にも目配りをしなければならなかった外務省など、他の要素の思惑なども考慮しなければならないので、断定的なことは言えない。

(16) Gumbel, Feme, 71f.

(17) Hannover, op. cit., 24-26.

(18) Ibid., 22.

(19) 清水編前掲書、4頁。また、ヴァイマル期の司法が階級司法(Klassenjustiz)とい

うべきものか、政治的司法(Politische Justiz) というべきものかということに関しては、その名称にどんな概念を与えるか、ということから始まって相異なる見解があるが、例えばカントロヴィツは、共和主義者の学生が国粋主義的な労働者に暴行をはたらけば最重刑が課せられるだろうから、それは政治的司法というべきものだ、と言っている。(Kantorowicz, "LVS," 92f.)、参照、齊藤秀夫「ワイマール憲法下の裁判と世論」上(『ジュリスト』101号、1956年3月1日、6-7頁)しかし、いずれにせよ、こうした司法の特色は、意識的な法の歪曲によるものではなく、司法は自らの偏向には気づいていないのではないか、とも指摘されている。(齊藤前掲論文、7頁、Hannover, op. cit., 28.)

(20)齊藤前掲論文、10頁。

(21)クルト・トゥホルスキー『ドイツ 世界に冠たるドイツ』野村彰訳、ありな書房1982年、161-175頁。

(22)Karl Dietrich Bracher, "Einleitung," in: Hannover, op. cit., 12f.

(23)Kurt Rosenfeld, "Die Lehren des Falles Bullerjahn," WB, 1932. 12. 13, 862. 彼は国会議員で弁護士。Manfred Georg, "Kontrolliert die Justiz!" WB, 1925. 9: 29, 493f. 彼は文筆家。また、批判は、陪審裁判の判決の不公平さにも及んでいる。(Ernst Emil Schweizer, "Die Lotterie der Schwurgerichte," WB, 1923. 4. 12, 413-417. ; Hannover, op. cit., 29ff.)

(24)Hannover, op. cit., 22.; Schweizer, op. cit., 415.トゥホルスキー 前掲書、162頁。

(25)齊藤前掲論文、9頁。

(26)Hannover, op. cit., 23. 齊藤前掲論文、下、102号、1956年3月15日、10-11頁。

4.

1)Kantorowicz, "LVS," 102. ; "Auswirkungen des Völkerrechts auf das Strafgesetzbuch," FW, 29. 1, 25-26.

(2)Gumbel, "LVP," 86. ; Hannover, op. cit., 185f.

(3)ヒラーの平和主義に関しては、前掲拙稿、22-28頁参照。

(4)Kurt Rothhammer, "Deutschland als Weltmacht," WB, 1921. 7. 21, 56.

(5)Wehberg, "Kriegsverhinderung und Landesverrat," FW, 1927. 12, 358.

(6)Hiller, "Paragrafen, die ich vermisse," WB, 1928. 11. 13, 732f.

(7)Kantorowicz, "Ein vergessener Tatbestand: Die Kriegshetze," J, 1927. 12, 149-156.

(8)"Der Friedenskongress in Athen," FW, 1929. 12, 366.

(9)"Auswirkungen des Völkerrechts auf das Strafgesetzbuch," FW, 1927. 1, 25-26.

(10)"Strafbestimmungen zum Schutz des Völkerfriedens," FW, 1929. 2, 56.

(11)Wehberg, "Was kann Deutschland für die Aechtung des Krieges tun?" [Aechtung], FW, 1928. 5, 129-134.

(12)例えば、オランダ憲法は、「国王は外国との諸紛争を仲裁裁判やその他の平和的

段で試みるべきである」と規定しているし、ラトビアやチェコスロヴァキアの憲法は戦争に関する決定の時には議会の召集を必要とするという制限を設けている。またスウェーデンでは、1916年に憲法から宣戦の権利を削除するという決定が上院ではなされた、という事実をヴェーベルクは指摘している。(Ibid., 131f.) また、ヴェーベルクは不戦運動や不戦条約に関しては、それが防衛戦争を放棄することを明言していないこと(つまり、戦争と平和という点での国家主権の制限となっていないこと)、違反の際の措置等が明確でないこと、などのあいまいな点を多々残している不十分なものだと考えて、自ら不戦条約案を提案している。(Wehberg, "Entwurf eines internationalen Vertrages über Kriegsaechtung," FW, 1928. 6, 161-166.)

(13)Wehberg, "Aechtung," 133f.

(14) "Das Friedenskartell für die Aechtung des Krieges in der Reichsverfassung," FW, 1928. 6, 178f.

(15) "Die Verankerung der Kriegsaechtung in den Staatsverfassungen," [VKS], FW, 1928. 12, 361ff.; "Beschlüsse des 27. Weltfriedens zu Athen," FW, 1929. 12, 381.

(16) "VKS," 360ff.

(17)Hiller, "Kelloggiana," WB, 1929. 3. 12, 400.

5.

(1)山口前掲論文、284-287頁。

(2)同論文、286頁。

(3)同論文、327頁。

(4)長橋扶美子『言葉の力で』新日本出版社、1982年、70-93頁。

(5)Heinz Jäger[Walter Kreiser], "Windiges aus deutschen Luftfahrt," WB, 1929. 3. 12, 402-407.

(6)ヴェルトビューネの1931年11月17日号の編集締切り後に出された追加記事(765頁と766頁の間)を参照。

(7)Deak, op. cit., 192f.

(8)Ossietzky, "Der Weltbühnen-Prozess," WB, 1931. 12. 1, 810.

(9)Walter Mehring, "Carl von Ossietzky," Deutsche Rundschau, 1959. 10, 904. 国防軍の高級将校が旅券を用立てようとした、という。その高級将校とはシュライヒャーであるという説もあるが確認はできない。オシエツキー自身は、この抗議運動の高揚を反ファシズム勢力の結集の契機にしようと考えていた。(Ossietzky, "Der Weltbühnen-Prozess," 801f.)

(10)Grossmann, op. cit., 207, 358-361.

(11)Ossietzky, "Offener Brief an Reichswehrminister Groener," WB, 1931: 12. 8, 843

おわりに

(1)以下に述べることは言い旧されたことの俗流解釈であり、また、凡庸・稚拙な考えではあっても、僕がこの報告を準備しながら考えていたこと、そして、基本姿勢であるので、書きとめておこうと思う。

(2)つまり、ヴァイマル共和国の人々はナチズム期の前史を生きていたわけではないのだ。このことに関してすぐに思いうかぶのは次の二つの文章である。

ラカー「トゥホルスキーとその仲間は当時のドイツの裁判官が最も邪悪な人間であり、ドイツの刑務所は最も非人間的だと考えた。彼らの見解を修正するためにはフライスラーやアウシュビッツを必要とした。〔中略〕ブリューニングが首相の時、彼らはファシズムは既にドイツを支配しているか、あるいは、状況はとても悪くこれ以上悪くなりえないと真面目に信じていた。第三帝国の恐怖が彼らに襲いかかるまでは。この上ない皮肉はその時代は事実ドイツで空前の政治的・文化的自由の時代だったということである。確かにそれは絶対的な意味ではない。時折、作家・芸術・ジャーナリストは冒瀆や反逆罪で告訴された。裁判官や国防軍の司令官はデモクラシーを信じなかったし、共和国に対するひどく不忠な事件も多くあった。しかし、それらを野蛮と墮落の極みと描くことで左翼知識人は標的を射越し、自分の目的に失敗した。ドイツの裁判官が同じ20年代のイギリスの裁判官より反動的だったとか、フランスの将軍達がドイツの将軍達より社会主義に感服していたなどと誰が信じよう」(Walter Laqueur, Weimar, New York, 1974, 46f.)

オシエツキー「今日、共産主義者は民主的共和国に非常に激しい敵意をもって対立しているので、彼らにとって、明白なファシズムが時折ヴァイマル憲法の国家よりましなものに思えるとすれば、それは単に政党政略上の混乱ではなく、大部分は、そして、容易ならざる部分、あなたがたのせいなのだ、大審院判事殿！」(Carl von Ossietzky, "Die Weltbühnen-Prozess," WB, 805.)

このラカーの指摘には、観客的な眼が欠如している。「その時代」の「その国」がその他の時代や国と比較してまだましなものだと言うこと、「作者の眼」でその時代の人々の観察の誤りを指摘することにどれほどの意味があるのだろうか。僕たちは、むしろもっと、「その時代」の意味や、ある事柄の「その時代」にとっての意味を探ってもよいのではなかろうか。

(3)清水編前掲書155-163頁

(4)Wolfram Wette, "Von Kellogg bis Hitler," in: Hoff/Wette(ed.), op. cit., 149-172.

(5)Ibid., 170.

(6)Ossietzky, "Die Weltbühnen-Prozess," 808. しかし、当時の人がこう思っていたということも、同時代的文脈の中に含まれるべきかもしれない。

(7)本稿第2章の註(12)参照。

(8)Gumbel, "Landesverrat," WB, 1927. 8. 16, 241ff.

(9)前掲拙稿、29頁。

(10)本来、一般兵役義務は少なくとも建前上近代国民国家や民主主義や自由と極めて整合的なものと考えられていた。しかし、第一次大戦の実際の戦争の経験の中で、また方、国家の凝集力の高まりや軍事的必要性から、徴兵のがれの可能性が少なくなり、また、言葉にできる層が徴兵される中で、国家と兵役に関する伝統的な観念的整合性、も

しくは、19世紀には実質的に整合的だった関係は動揺し批判され始めた。ヴァイマル期にはそれらを背景として、兵役拒否が主張されたといえよう。

[東京大学大学院・人文科学研究科]



(Gilbert Badia, Histoire de l'Allemagne contemporaine, Paris, 1964.より)